

## 監査の結果に関する報告に基づいて市長等が講じた措置について

### 定期監査

平成14年度第1回定期監査結果報告（平成15年1月22日監査報告第3号）に基づく  
市長等の措置について  
事務関係

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>(1) 「町の防災組織」活動奨励費について改善を求めるもの（総務局）</p> <p>総務局では、市内の各自治会、町内会等が「町の防災組織」を結成し、防災活動実施計画を策定し、本市に計画書を提出した場合には、防災活動を奨励するために、1世帯につき200円を乗じて算出した金額を「町の防災組織」活動奨励費として自治会、町内会等に交付している。防災活動の実施内容については、翌年度に防災活動実施報告書により報告を受けることになっているが、その報告内容をみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p> <p>ア 本市補助制度等により別途経費を負担することから、「町の防災組織」活動奨励費を消防団への負担金支出や防犯灯の維持経費に充てることは不適切とされているところ、これらの支出に充てていたもの</p>	<p>ア 当該団体に奨励費の使用内容を確認し、平成15年2月までに返還若しくは、報告書を再提出させました。</p> <p>今後、奨励費が不適切な用途に使用されないよう報告書の受付・審査を徹底します。</p>
<p>イ 防災活動実施報告書には防災訓練を実施した旨の報告があるものの、その実施時期及び参加人数の記載にとどまり訓練内容の具体的記載がなく、又は実施時期の記載のみにとどまっております。報告内容に不足が認められ、報告内容の適正化に向けた指導が必要と考えられるもの</p>	<p>イ 当該団体に対し、不足のあった項目を記載させ、平成15年3月までにすべての団体から再提出させました。</p> <p>今後、報告内容に記載漏れがないよう報告書の受付・審査を徹底します。</p>
<p>(2) 過大な駐車スペースの見直しを求めるもの （総務局）</p> <p>総務局システム管理課は、事務室、コンピュー</p>	<p>障害時は、システムエンジ</p>

<p>タ機器室等を確保するため民間ビルを賃借しているが、システム障害発生時の深夜・早朝の緊急対応、ホストコンピュータ修理用資機材・部品の搬出入等のためとして同ビルの屋上に駐車スペース5台分を賃借している。しかし、駐車スペースの利用状況をみると相当低調であると判断でき、5台分の確保は過大と考えられるので、業務の必要性に応じた必要最小限の駐車スペースの確保にとどめられたい。</p>	<p>ニア、交換部品等の担当、設備の保守業者等が、その原因によって別々に来訪することもあるため、複数台の駐車場を確保する必要があるということ を考慮し、平成15年3月から、契約駐車台数を必要最小限である2台に変更しました。</p>
<p>(3) 外郭団体等への委託業務について改善を求めるもの(市民局)</p> <p>本市外郭団体等に対して業務委託を行っている市民局所管の事業についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、契約内容、精算方法など委託業務に関し、適正な事務処理に改められたい。</p> <p>ア 横浜こども科学館の管理運営については、財団法人横浜市青少年科学普及協会に対して利用料金制度による委託を行っているが、委託契約期間終了後に購入した物品を委託契約期間中に購入したものとして取り扱ったもの</p>	<p>ア 財団法人横浜市青少年科学普及協会に対して、適正な事務処理をするよう指導しました。</p> <p>これを受けて、財団法人横浜市青少年科学普及協会では、平成15年2月に開催した管理職会議において、年度ごとに適正に執行するよう協会内部で周知徹底を図りました。</p>
<p>イ 「勤労者のためのパソコン講座」など能力開発訓練事業については、横浜職業訓練協会に対して事業実施を委託しているが、応募状況等を考慮して講座を実施していることから、当初委託契約内容と比較して、実際の講座実施回数、内容、参加者、支出金額等に変更が生じているにもかかわらず、必要な契約変更が行われていないもの</p>	<p>イ 平成14年度の委託業務契約については、業務内容に変更が発生したため、変更契約を行いました。</p> <p>今後、当初契約締結後に契約の追加、変更を生じた場合には、適正な契約手続を行います。</p>
<p>ウ 横浜市勤労者福祉共済事業については、財団法人横浜市勤労福祉財団に対して業務委託を行っており、精算報告時に当初委託料と決算額との差額を精算して返還しているが、決算額のなかに委託内容の項目に入っていない、本市広報</p>	<p>ウ 横浜市勤労者福祉共済事業の事業委託契約と有料広告売払契約については、平成14年度からは個別に処理することにより、契約事務</p>

<p>誌の広告スペース売払収入等が含まれていたもの</p>	<p>の適正化を図りました。</p>
<p>(4) 相談事業の効果的な執行を求めるもの(市民局)</p> <p>市民局では、市庁舎内において、市政一般、法律、人権、交通事故などの市民相談を行っている。この市民相談には、英語、中国語など5つの外国語による相談に対応するため、毎週又は月2回、曜日を定めて1回3時間、定期的に通訳を窓口配置している。</p> <p>そこで、平成13年度の相談実績についてみたところ、ハングルについては年間延べ51回開催して電話問合せを含め3件の相談、ポルトガル語は19回で同10件、スペイン語は19回で同12件と、利用が少ない状況と認められた。</p> <p>については、横浜国際交流ラウンジなど他の相談窓口を開設している関係機関と連携を密にし、効果的な利用促進に向けた広報活動等について検討されたい。</p>	<p>平成15年度から利用件数の少ない、ハングルの実施回数を削減（毎週から月2回）しました。</p> <p>また、スペイン語、ポルトガル語の相談日は、改正祝日法の関係で月曜日が祝日になった場合、相談の間隔があきやすいため、火曜日に変更しました。</p> <p>これら相談日程変更の周知のため、日本語と5言語による案内チラシを作成し、区役所、国際交流ラウンジなどに配布を依頼し、併せてインターネットのホームページを開設し、5言語による案内を掲載しました。</p> <p>なお、今後とも関係機関と連携を図りながら、効果的な利用促進に向けて努力をしてまいります。</p>
<p>(6) 買物体験事業について改善を求めるもの (福祉局)</p> <p>知的障害児施設「なしの木学園」では、入所児童(者)が、買物を通じて正しい金銭感覚を養うことを目的として、買物体験事業を実施している。実施に当たっては、毎月初めに、施設長が在籍人数等に基づいて請求し、共通で使用する経費と個人が使用する経費に割り振って支給しているが、資金前渡として支出すべきであるので、適正な経理処理に改められたい。</p> <p>また、支払われた現金をほとんど使用せずに累積し、保管していることから、買物体験事業の実施内容について見直すことにより、効果的な事業執行となるよう改められたい。</p>	<p>平成15年度から資金前渡として処理できるように、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則の全部改正について」の一部を改正しました。</p> <p>また、買物体験事業の実施内容については、入所児童(者)が、より興味を示すものを購入できるように買物体験機会を増やすなど、効果的な事業執行となるよう改めました。</p>

<p>(10) 契約内容を分割して発注していたもの (衛生局)</p> <p>港湾病院では、パソコン及びパソコン周辺機器について、平成14年1月には約242万円分の購入を7件の契約として、3月には約1,237万円分の購入を15件の契約として、庶務課長専決によりそれぞれ分割購入していたので、今後同種の契約を行うに当たっては、事前に必要な調達量を把握し、合計金額による専決権者の決裁を受けた上で購入するよう改められたい。</p>	<p>指摘の点を踏まえ、大量に物品を購入する場合には、購入計画を作成するなど、事前に必要な調達量を把握した上で、専決権者の決裁を受け、計画的な物品調達を行います。</p>
<p>(13) 公金外現金の適正な検査等を行うことを求めるもの(市立大学事務局)</p> <p>市立大学事務局では、文部科学省の科学研究費補助金など各種研究費について、教員に研究交付金として交付した後の事務処理は、公金外現金として執行するなど、多額の公金外現金を取り扱っている。</p> <p>「公金外現金事務処理要領」では、所管局区の庶務担当課は、「公金外現金取扱状況一覧表」を作成し、取扱状況を把握するとともに、所管局区長は、毎年1回以上所属職員の公金外現金の取扱いについて検査しなければならないと規定されている。</p> <p>そこで、市立大学事務局における公金外現金の把握及び検査の状況についてみたところ、平成10年度以降、一覧表を作成し、取扱状況を把握することが行われておらず、また、検査も実施されていなかったため、同要領にしたがった適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>指摘後直ちに「公金外現金取扱状況一覧表」を作成し、取扱状況を把握いたしました。</p> <p>また、検査につきましては、平成15年1月に実施しました。</p>
<p>(14) 「みなとぶらりチケット」等の料金徴収委託について適正な事務処理を求めるもの(交通局)</p> <p>交通局では、地下鉄・バス共通特殊1日乗車券である「みなとぶらりチケット」及び「みなとぶらりチケットワイド」をそれぞれ平成13年4月、平成14年4月から発売している。この販売に当たっては、旅行代理店、市内ホテル等に販売を委託しているが、「横浜市交通局会計規程」に基づく料金徴収事務を委託した告示が必要であることから、適正な事務処理に改められたい。</p> <p>また、「みなとぶらりチケット」及び「地下鉄1日乗車券」について、販売委託により受託者に</p>	<p>指摘を受け直ちに、料金徴収事務を委託した告示をしました。</p> <p>また、乗車券類受払簿を作成し、毎月在庫枚数を確認することとし、適正な管理を行うよう改めました。</p>

<p>預けているものがあるが、販売されるまでは本市のものであるにもかかわらず、預けている枚数の現在高を把握していないものが見受けられたので、適正な管理を行うよう改められたい。</p>	
<p>(15) 営業所の営繕や衛生設備の修繕について改善を求めるもの（交通局）</p> <p>交通局では、営業所の営繕や衛生設備に修繕が生じた場合、所管課が調度課に契約の締結を依頼し修繕を実施している。</p> <p>そこで、これらの修繕についてみたところ、年度当初に金額や内容などの定めがない年間契約を締結し、個々の修繕の実施に当たっては、この年間契約を根拠として、数件ずつまとめて年間契約を締結した業者と単独随意契約をしている。</p> <p>しかし、「横浜市交通局契約規程」によると、契約に当たっては原則として金額や内容について定めることとされているので、年度当初に概算数量をもとにした単価契約を締結することや小額の修繕については所管課長等へ契約締結権限を委譲することなど多様な契約方法を検討されたい。</p> <p>また、この修繕契約について、履行状況を確認したところ、当該業者に対して個々の修繕の契約締結前に作業を指示していたものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>指摘後、修繕の契約方法について改善の検討を行い、平成15年度から、年度当初にあらかじめ修繕内容、予定数量が想定可能な営繕や衛生設備の修繕は、概算契約を締結すること、扉及び窓の修繕については、営業所長等に契約締結権限を委譲すること、その他の修繕についても、「横浜市交通局契約規程」に則って適正に契約を締結することとしました。</p> <p>なお、契約締結前に作業着手をさせないことを周知徹底しました。</p>
<p>(16) 複数免許取得助成事業の見直しを求めるもの（教育委員会事務局）</p> <p>教育委員会事務局では、中学校における免許教科外教科の教授担任の解消と教育内容の充実を図るために、通信教育による複数免許取得を目的として、毎年4月1日現在、横浜市立中学校に勤務する教諭で、現在は取得助成対象教科の免許状を有しないが、その免許状の取得を希望する者を募り、審査の上、対象者を決定し助成金を2年間交付する複数免許取得助成事業を実施している。</p> <p>同事業により助成金の交付を受けた者の免許取得状況をみたところ、次のように助成金が有効に活用されていない状況が見受けられたので、効果的な助成となるよう検討されたい。</p> <p>ア 平成11年度助成開始者7人について、引き続き2年目の助成を受けた者が4人、2年目の助成を辞退した者が3人であったが、複数免許取</p>	<p>指摘を受け、平成15年2月に複数免許取得助成事業実施要綱を改正し、助成金の返還について明示しました。</p> <p>平成15年度助成対象者から、本人の都合により助成を辞退した場合、単位の取得状況等により免許の取得が困難と認められた場合、2年間で免許を取得できない場合には、助成金を返還させることとします。</p> <p>また、助成期間終了後免許状を取得できなかった場合において、教育委員会の承認を</p>

<p>得助成金支給対象基準や複数免許助成事業応募要領に定める2年以内（平成12年度末まで）に免許を取得した者はいなかった。その後、平成13年度末までに免許を取得した者が2人いるが、辞退者を含め5人は監査日現在免許を取得できていないもの</p> <p>イ 平成12年度助成開始者7人について、引き続き2年目の助成を受けた者が5人、2年目の助成を辞退した者が2人であったが、2年以内（平成13年度末まで）に免許を取得した者は1人であった。その後、平成14年11月現在免許申請中の者が1人いるが、辞退者を含め5人は監査日現在免許を取得できていないもの</p>	<p>得た上で自費負担にて通信教育を継続し、その後2年以内に免許を取得した者については、助成金の返還を免除することとし、免許取得を推進してまいります。</p>
<p>(17)自作視聴覚教材制作事業について事務改善を求めるもの（教育委員会事務局）</p> <p>自作視聴覚教材制作事業については、シナリオ作成から撮影までの部分について、本市教員で構成される横浜市小学校教育研究会を相手方として、ビデオ教材制作に関して専門的知識と実績があることを主な理由として単独随意契約により委託している。</p> <p>委託の作業内容を確認したところ、情報教育課の機材を使用し制作していたので、所要経費の直接執行での対応について検討されたい。</p>	<p>指摘を受け、今後視聴覚教材の自主制作事業を行う際には、局の直接執行にて実施してまいります。</p>
<p>(20)学校配当予算に係る小学校、中学校及び養護学校における契約事務について改善を求めるもの（教育委員会事務局）</p> <p>今回、監査対象とした小学校、中学校及び養護学校（18校）における印刷製本費の契約事務についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p> <p>ア 平成13年度及び平成14年度の契約（86件約804万円）については、その相手方が、金額で約9割（約713万円）、件数では約7割（64件）が入札参加名簿未掲載業者となっており、また、入札参加名簿掲載業者であっても印刷業務が取扱種目となっていないものが多数（22件中20件）見受けられた。</p> <p>「横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱」によると、入札参加資格者は原則として当該年度の一般競争入札有資格者名簿に登録さ</p>	<p>ア 一般競争入札有資格者名簿データを市立学校全校に提供するとともに、平成15年4月に実施した学校配当予算説明会において、適正な業者選定事務について周知徹底し、平成15年度から適正な事務処理に改めました。</p>

<p>れ、かつ、当該契約に対応するとして定めた種目について登録が認められた者と規定されているので、適正な契約業者の選定を行うよう事務処理を改めるべきもの</p>	
<p>イ 市立学校総合文化祭については、指導第一課を中心に、いくつかの学校に予算を配当して経費執行されており、このうち栗田谷中学校には、印刷製本費が配当され、記録誌、プログラム、ポスター等を作成しているが、学校長の専決金額の範囲内になるよう、同一の印刷物を分割して発注しているものが見受けられた。</p> <p>学校における印刷製本費の執行及び契約事務については、「横浜市契約事務委任規則」等により、学校長の専決金額は40万円未満と定められていることから、これを超える場合には、財政局に契約依頼を行うなど適正な事務処理に改めるべきもの</p>	<p>イ 印刷製本費の執行に当たっては、計画的に執行し、「横浜市契約事務委任規則」等に即した適正な事務処理を行うよう、平成15年4月に実施した学校配当予算説明会において周知徹底しました。</p>
<p>(21)資金前渡による支払事務について改善を求めるもの（教育委員会事務局）</p> <p>市立学校では、学校費の執行方法として、必要に応じて資金前渡により、必要資金を学校長に支払う取扱い（以下「前渡金」という。）を行っているが、次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p> <p>ア 前渡金の口座からの払出しが遅れたなどのため、支払額の全部又は一部を公金以外の資金で支出していたもの</p> <p>イ 前渡金の受領前に支払っていたもの</p> <p>ウ 前渡金精算書と領収書の金額が異なっていたもの</p>	<p>平成15年4月に実施した学校配当予算説明会において、前渡金の事務処理について、取扱要領等を遵守し、適正に執行するよう周知徹底を図りました。</p> <p>なお、前渡金精算書と領収書の金額が異なっていたものについては、差額の戻入処理を行いました。</p>

工事関係

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>(1) 下水道修繕工事等の設計変更における仮置き場の借地期間の取扱いについて、統一的運用を求めるもの（下水道局）</p> <p>下水道局の「下水道管きょ標準積算マニュアル（開削工法・推進工法編）」では、下水道管きょ</p>	<p>「下水道管きょ標準積算マニュアル」の徹底を図るとと</p>

<p>工事における掘削土の仮置き場を確保するための借地料について、一工事当たり130㎡を標準として、全体工期から準備及び跡片付け期間を除いた期間を乗じて計上することとしている。</p> <p>そこで、土木事務所発注の管内下水道修繕工事等における借地料の計上方法についてみたところ、工期延長を伴う設計変更に際して、一工事当たりの標準面積に乗じる期間設定に関し、全体工期を対象としているものや、延長期間に応じた期間設定を行っているもの、あるいは工期が延長しても借地期間の変更を行っていないものなど、土木事務所あるいは設計担当者により、その取扱いがまちまちな状況となっていた。</p> <p>このような状況では、各土木事務所において毎年度行われている同様な工事の請負業者に対して、公平性を保つことができないので、工期延長を伴う設計変更における仮置き場の借地期間の取扱いについて、統一的運用を図るよう改善されたい。</p>	<p>もに、工期延長に伴う土木事務所発注の管内下水道修繕工事等の設計変更における仮置き場の借地期間について、平成15年2月に統一的基準を作成し、関係各課及び土木事務所へ通知し、周知徹底を図りました。</p>
<p>(2) 工事の安全を確保するため、小規模な工事においても、適切な土留めを行うよう請負業者への指導を求めるもの（下水道局）</p> <p>公衆災害の防止を目的とした「建設工事公衆災害防止要綱」及び土木工事における施工の安全確保のための「土木工事安全施工技術指針」において、土留め・支保工について、掘削する深さが1.5mを超える場合には、原則として土留めを行うことと規定されている。また、下水道局の標準施工図においても、土留めを行うこととなっている。</p> <p>そこで、「戸塚区共同排水設備受託工事（13-2）」等、土木事務所管内で施工される小規模工事をみたところ、掘削する深さが1.5mを超えるもので土留めを行っていないものや土留めの施工方法について適切でないものが見受けられた。</p> <p>今後、工事の安全を確保するため、小規模な工事においても、適切な土留めを行うよう請負業者への指導を徹底されたい。</p>	<p>小規模な工事においても適切な土留めを行うよう請負業者等を指導するため、平成15年4月に下水道局工事安全担当職員が、各土木安全協議会の講習会で、請負業者及び土木事務所工事監督職員に対して適切な土留め施工の徹底を指導しました。また、排水設備指定工事店に対しても別途集会において同様に指導しました。</p>
<p>(3) 設計書の作成に当たり、より実態に即した設計内容に改善するよう求めるもの（港湾局）</p> <p>「大黒ふ頭内整備工事（13-1）」等及び</p>	

<p>「南本牧埋立事業中継所土砂受入等業務委託」をみたところ、緊急補修を目的としている工事において、次のようなものが見受けられた。</p> <p>毎年度継続的に行われる緊急補修工事の当初設計は、過年度の施工実績等を考慮するなど、適切な設計内容になるよう改善されたい。</p> <p>ア 「大黒ふ頭内整備工事(13-1)」等において、ふ頭内における緊急補修工事であることから、当初設計では工事箇所と内容を想定して契約し、施工に当たっては緊急補修要請に合わせて、箇所や内容を変更して、設計変更により処理していたもの</p>	<p>ア 緊急補修工事の設計に当たって、過年度の施工実績等を考慮して設計書を作成するよう、平成15年2月に文書により関係職員に周知徹底を図り、平成15年度設計から改善を図りました。</p>
<p>イ 「南本牧埋立事業中継所土砂受入等業務委託」における小破修繕工事について、計画修繕的内容の工事が含まれているが、当初設計書には金額が一式計上されているのみで、その具体的内容が明記されていないもの</p>	<p>イ 「南本牧埋立事業中継所土砂受入等業務委託」における小破修繕工事設計の計画的修繕工事については、平成15年度設計から具体的な工事内容を明記するよう改善を図りました。</p>
<p>(4) 防球ネット用コンクリートポール運搬費の積算に際し、土木工事積算基準等の適切な運用の徹底を求めるもの(教育委員会事務局)</p> <p>土木工事におけるコンクリートポール運搬費の積算方法については、「土木工事積算基準・標準歩掛表(土木工事編)」及び「積算参考資料(土木工事編)」に品目の記載がないことから「質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬」を準用し、基本料金に特大品割増等を加算して求めることとしている。</p> <p>そこで、「軽井沢中学校校庭整備工事」ほか4校の校庭整備工事をみたところ、防球ネット用コンクリートポール運搬費の積算に際し、基本料金、特大品割増等の数値の適用及び加算方法が適切になされていなかったものが見受けられた。</p> <p>コンクリートポールの運搬費の積算に当たっては、「土木工事積算基準・標準歩掛表(土木工事編)」等の適切な運用の徹底を図られたい。</p>	<p>コンクリートポール運搬費の積算に当たっては、土木工事積算基準等の適切な運用が行えるよう積算ソフトを作成し、自動計算方式に改め、平成14年11月に関係職員に周知徹底を図りました。</p>